

会

報

社団法人日本病理学会

第 191 号 平成 15 年（2003 年）12 月刊

### 1. 第 3 回（平成 15 年度）海外病理学会参加支援事業（後期）の公募について

社団法人日本病理学会は、日本病理学会の若手会員が、国際的視野を養い病理学研究の発展に貢献できるように海外の病理学会に参加し、研究発表を奨励するための助成を行います。

国際交流委員会は、今年度の本事業に基づく参加会員を募集いたします。今回は、後期分ですが下記の要領でご応募ください。

#### 記

1. 応募資格：40 歳未満（応募時）の日本病理学会会員で、日本病理学会学術評議員の推薦を受けた者
2. 対象学会：International Academy of Pathology (IAP), American Society for Investigative Pathology (ASIP), European Society of Pathology (ESP), World Association of Societies of Pathology (WASP) など
3. 募集人員：10 名
4. 助成額：1 件 10 万円
5. 応募締切：随時
6. 決定の時期：第 93 回（平成 16 年度）総会時に後期（平成 16 年 3 月まで）分を決定

○国際交流委員会で候補者を選考し、理事会において決定いたします。申請にあたっては、別途様式を用意してありますので、本学会事務局までお申し出ください。

○演題が採択されている場合は、採択通知の写しを添付してください。

○演題の採択が未定の場合は、日本病理学会理事会の決定を経ても本支援事業への採否は保留となります。

○演題採択後に演題採択通知を本学会事務局まで提出してください。

○演題採択通知受理によって本支援事業への採択が確定します。参加証のコピーを添付する。会報等にて報告発表します。

本件についてご質問がありましたら、本学会事務局もしくは国際交流委員長までお問い合わせください。

社団法人日本病理学会事務局：

TEL 03-5684-6886 FAX 03-5684-6936

国際交流委員長（恒吉正澄）：

TEL 092-642-6061 FAX 092-642-5968

### 2. 理事会及び総会

平成 15 年 11 月 19 日（第 49 回秋期特別総会の前日）に赤門学士会館にて理事会が開催され、11 月 20 日には総会が開かれた。これらの理事会、総会では、理事長報告、委員会委員長報告が行われた。

協議事項としては、総会では、平成 16/17 年度役員への選任、平成 16 年度事業計画並びに収支予算、病理専門医制度規程等の諸規定の改訂が協議され、それぞれ原案のとおり決定した。

理事会では、第 51 回（平成 17 年度）秋期特別総会世話機関・世話人代表者、第 94 回（平成 17 年度）総会の宿題報告担当者、第 50 回（平成 16 年度）秋期特別総会における病理診断シリーズの演者、第 5 回（平成 15 年度）会員の海外派遣者、第 4 回（平成 16 年度）海外病理学会会員の招へい者、ドイツ派遣研究員（留学生）、Pathology Int. 編集長、顧問弁護士、倫理委員会外部委員をそれぞれ決定した。

また、「国立大学附属病院のマネジメント改革案に対する本学会の修正見解」、「CPC レポート作成に関する提言、指針の修正」、「サブスペシャリティーに関する見解」が決定され、総会で報告された。

なお、「病理検体の帰属」に関する見解変更案は、倫理委員会で再検討することになり、保留となった。

このほか理事会で、平成 15 年度上半期の新入会員 147 名は全員承認された。また、名誉会員の有資格候補者名簿を整理し、確認・推戴に向けて作業を始めた。

### 3. 学術集会

- (1) 第 49 回（平成 15 年度）秋期特別総会

(財) 癌研究会癌研究所を世話機関として加藤 洋, 坂元吾偉の両世話人のもとで, 平成 15 年 11 月 20 日(木)~21 日(金)の 2 日間, 文京シビックセンターにて開催された。A 演説 10 題, B 演説 4 題, シンポジウム 6 題, 病理診断シリーズ 2 題の発表と討論が行われた。

(2) 今後予定されている総会は, 以下のとおりである。

1) 第 93 回(平成 16 年度)総会

世話機関: 北海道大学

会長: 長嶋和郎教授

会期: 平成 16 年 6 月 9 日(水)~11 日(金)

会場: 札幌コンベンションセンター

2) 第 50 回(平成 16 年度)秋期特別総会

世話機関: 名古屋市立大学

世話人代表: 栄本忠昭教授

会期: 平成 16 年 12 月 2 日(水)~3 日(金)

会場: 名古屋国際会議場

3) 第 94 回(平成 17 年度)総会

世話機関: 東海大学

会長: 長村義之教授

会期: 平成 17 年 4 月 14 日(木)~16 日(土)

会場: パシフィコ横浜

4) 第 51 回(平成 17 年度)秋期特別総会

世話機関: 東京大学

世話人代表: 深山正久教授

会期及び会場: 未定

#### 4. 理事長報告

(人事関係)

(1) 本学会から平成 16 年度科研費補助金審査員の推薦者(第 2 段審査員推薦者に 3 名, 第 1 段(人体病理学及び実験病理学)審査員推薦者に各 10 名)を選考した。

(2) 日本専門医認定機構協議委員に長村常任理事(病理専門医部会長)を選出した。

(3) 役員選挙管理委員会委員に福永真治(東京慈恵会医科大学), 蛇澤 晶(国立療養所東京病院), 岡輝明(関東中央病院), 志賀淳治(帝京大学), 滝本雅文(昭和大学)の 5 名の会員を選出した。

委員長には, 委員の互選より志賀淳治委員が選ばれた。

(会 則)

(4) 7 月 8 日の臨時理事会(6 月 25 日持ち回り)で, 広報委員会委員長の選出方法, P.I. 編集長の公選制, 2 期以降の任期を 2 年とするこの規定改正を承認した。

(5) 本学会諸規定の新設案(リスクマネジメント委員会内規, 病理診断講習会実施委員会内規)と改訂案(病

理専門医制度規程, 口腔病理専門医制度規程, 倫理委員会内規)を承認した。

(会務一般)

(6) 5 月 22 日, 松原 修, 向井萬起男の両監事により平成 14 年度決算の監査が行われ, 適正であることが認められた。また, 11 月 18 日, 本学会の財務状況に対する評価・提言の中間報告があった。

(7) 6 月 4 日の日本医学放射線学会, 日本麻酔学会と当面する課題の検討を行った。

(8) 6 月 13 日, 森理事長, 坂本常任理事は, 最高裁判所事務総局民事局係官と医療訴訟の鑑定人に関して打合せを行った。同係官より医療訴訟における鑑定人の現状説明があり, 鑑定人の選定に本学会の協力を得たいと要請があった。当面する課題の鑑定人候補者として小池盛雄教授にお願いすることにした。

(9) UMIN から本学会会員に学会専用ホームページの ID(個人に送られる分)が発行された。

(10) 8 月 18 日, 理事長名で厚労省保険局医療課長に, 病理学的検査について診療報酬の改定に向けた要望書を提出した。

(11) 「第 1 回日本病理学会カンファレンス(平成 16 年 7 月 30 日(金)~31 日(土)・広島で予定)の実施計画を了承した。

(12) 9 月 16 日, 「病理診断施設(仮称)の開設の可能性について」(質問書)を, 本学会理事長・病理専門医部会長名で厚労省医政局に提出した。

(13) 本学会に顧問弁護士を置くことにした。児玉安司弁護士を選考した。なお, リスクマネジメント委員会の外部委員も依頼することにした。

(14) 11 月 5 日, 「国立大学病院マネジメント改革案」に関して, 既報の本学会意見書の見直しを行い, 理事長名で国立大学医学部附属病院長会議常置委員会委員長に送付した。

(15) 10 月 15 日, 医療事故, 特に異状死の対応について, 内科学会, 外科学会等と懇談し, 情報交換を行った。

(委員会関係)

(16) 6 月 27 日, 剖検情報委員会(根本則道委員長)は, 理事長, 倫理委員会と協議した上, 「疫学研究に関する倫理指針」・「臨床研究に関する倫理指針」と整合するように剖検輯報編集マニュアル, 剖検輯報利用者マニュアル等を試案した。

(17) 7 月 29 日, 病理専門医制度運営委員会(長村義之委員長)では, 病理専門医試験の合否判定, 病理診断講習会実行委員会委員の選出を行ったほか, 試験委員会・試験実施委員会の委員長・委員の就任の時期, 運営委員会委員の選出方法, 病理専門医試験受験資格条件(臨床研修が終了していること)とすること

等，規定改訂案を決めた。

- (18) 7月30日(金)～31日，拡大将来構想計画委員会(黒田 誠委員長)を開催した。会議には各委員のほか委員では補えない領域の学術的テーマの担当者として高橋雅英，太田浩良，坂元享宇の各学術評議員と理事，関係委員等が参加した。
- (19) 8月18日，社会保険小委員会(水口國雄委員長)は，「内保連」に病理検査についての「保健点数改正要求書」(主課題；ドクターフィーが算定される検査項目については出来高払い方式とする。)を提出した。
- (20) 8月20日，倫理委員会(井藤久雄委員長)は，理事長，剖検情報委員長も参加して開催した。会議では，剖検輯報と「疫学研究に関する倫理指針」・「臨床研究に関する倫理指針」との整合性，「病理組織検体の帰属」問題について審議し，併せて「倫理委員会の改組(本倫理委員会が倫理審査を行える機関であることにするために条文中に倫理審査委員会の設置，委員数増員等)」について試案した。
- (21) 医療業務委員会(井内委員長)から提案のあった「CPCレポートの作成に関する提言，指針」の追加説明を了承した。
- (22) 病理専門医試験受験の資格として，臨床研修を終了していることの適用は，平成17年度から義務付けることにした。なお，研修目標を達成するための病理専門教育を要する期間については，病理専門医制度運営委員会においてさらに審議することにした。
- (23) サブスペシャリティーに関しては，病理専門医制度運営委員会(長村義之委員長)委員の真鍋理事を中心に種々検討されてきたが，その結論として本学会に「皮膚病理」，「神経病理」，「口腔病理」等の分科会を置くことは尚早との意見でまとまった。
- (その他)
- (24) 新名誉会員の有資格候補者名簿を作成し，会員への照会を行うことにした。
- (25) 6月16日の朝日新聞の朝刊記事は，取材記者の一部誤解があったので修正の意味もあって地域病理ネットワーク検討委員会(井内委員長)での検討事項を整理して本学会ホームページに掲載した。
- (26) 本学会は，国際実験動物協会会員を脱退することにした。

## 5. 各種委員会の活動状況

- (1) 企画・財務合同委員会(森 茂郎委員長)
- ① 平成16年度事業計画及び予算案(平成16年4月1日～平成17年3月31日)を決めた。
- ② 名誉会員の有資格候補者名簿により，会員への照会を行い，終身会費の受入れ，支出に関して検討

した。

- ③ 両監事からの本学会の財務状況に対する評価・提言(中間報告)について検討した。
- ④ 日本病理学会会誌など機関誌の今日的意義を再考した。
- (2) 広報委員会(坂本穆彦委員長)  
UMINから本学会会員に学会専用ホームページのID(個人に送られる分)が発行された。
- (3) 学術委員会(廣橋説雄委員長)
- ① 第94回(平成17年度)総会宿題報告担当者には，9名の候補者について審議し，投票の結果，小野江和則(北海道大学)，小川勝洋(旭川医科大学)，山口 朗(長崎大学)の各学術評議員を選出した。
- ② 第50回(平成16年度)秋期特別総会における病理診断シリーズの演者には，本山悌一(山形大学)，糸山進次(埼玉医科大学)の各学術評議員を選出した。
- ③ 第50回(平成16年度)秋期特別総会におけるシンポジウムのテーマについては，「病理診断学の将来」とし，柴本忠昭世話人と向井 清理事に一任し，調整してもらうことにした。
- (4) 研究推進委員会(廣橋説雄委員長)
- ① 委員会の主催である本年度の技術講習会(分子病理学の基礎技術III)は，8月27日～29日，慶應義塾大学において21名の参加者を得て無事終了した。しかし，実施側の負担増，マンツーマンに近い教育などのこともあり，例えば，学会の前日開催，技術指導・共同研究にするなどの検討課題も生じている。
- ② 「第1回日本病理学会カンファレンス(平成16年7月30日(金)～31日(土)・広島で予定)」を決めた。担当する安井 弥教授(広島大学)と協議して準備を進めている。
- (5) 編集委員会(廣橋説雄委員長)
- ① 「Pathology Int.」の発行は，順調に進んでいる。citation indexは0.935で，昨年とほぼ同様であった。電子投稿，電子査読を開始した。カラー印刷は1号当たり8ページまでは5万円で印刷できることになった。8ページを超える場合と各著者の2ページ以降は従来どおり14万円である。
- ② 「剖検輯報」第45輯の編集は，順調に進んでいる。87%がフロッピーデスクによる登録となった。1958年から73年までのものをデータベース化(74年以降は終了)することになっている。
- ③ 「診断病理」の発行は，順調に進んでいる。口腔病理の投稿も呼びかける。
- (6) 病理専門医制度運営委員会(長村義之委員長)

- ① 病理専門医試験（名古屋市立大学会場）の受験者は87名であり、76名が合格した。
  - ② 病理専門医資格更新は、279名のうち2名を除いて更新した。なお、「70歳到達時の資格更新手続免除申請」の細則は過渡期措置を設けながら平成16年度から廃止することで承認された。
  - ③ 平成15年度認定病院・登録施設の新規申請は、それぞれ30件、20件の申請があったが、認定病院のうち2件を除いていずれも承認した。このうち認定病院2件は登録施設で承認した。  
なお、認定証の料金設定、認定料等についてあらためて検討することにした。
  - ④ 平成16年度細胞診講習会は、5月15日～16日に広島大学（井内教授）に決まった。なお、平成16年度からの全国規模での講習会は1回となることを広報することにした。
  - ⑤ サブスペシャリティー問題に関する答申をまとめた。
  - ⑥ 病理部連絡会議を秋の総会時に開催することにした。
  - ⑦ 専門医認定試験受験資格に関連して、「病理専門医教育目標設定」案を審議した。また、この問題の審議過程に対して委員から公開質問状が寄せられたことと理事長からの返答があったことが資料と共に報告された。
  - ⑧ 試験委員長、試験委員及び、運営委員会選出委員の任期は、2年間とするが期間を9月から2年間とし、認定試験を2回担当すること、運営委員の選出方法（選挙をしない）、試験受験資格条件の追加（臨床研修が終了していること）を決め、規定改訂を行うことにした。
  - ⑨ 病理診断講習会実行委員会委員に黒田 誠（委員長）、清水道生、森谷卓也の各委員を選出した。
  - ⑩ 試験実施委員長を選んだ。
- (7) 医療業務委員会（井内康輝委員長）
- 1) 委員会活動について以下のとおり報告された。
    - ① 社会保険小委員会では、病理診断に関する診療報酬改正要求をまとめ、内保連、厚生労働省に要求書を提出した。
    - ② 精度管理小委員会では、一人病理医施設における精度管理の追加ガイドラインの作成中である。
    - ③ 剖検・病理技術小委員会では、感染マニュアルの改訂を行っている。
  - 2) アドホック委員会で作成した「CPCレポート作成に関する指針、提言」は高いレベルでセットしてあるので、簡易型での対応もやむを得ないと考えている。
- (8) 口腔病理専門医制度運営委員会（林 良夫委員長）
- ① 今年度口腔病理専門医試験の受験者は7名であり、5名が合格した。
  - ② 試験実施委員を決めた。
  - ③ 口腔病理専門医の広告ができるようにしたい。
- (9) 教育委員会（真鍋俊明委員長）
- ① 卒前教育のあり方について、「病理学教育を考えるワークショップ」を2回（8月3～4日、9月21日）開催した。小冊子（ハンドアウト）をまとめ中である。
  - ② ワorkshopは継続し、次回以降では、教育資料（教材）の共有化をテーマとすることにした。
- (10) 国際交流委員会（恒吉正澄委員長）
- ① 第5回（平成15年度）会員海外派遣候補者には、応募者（2名）の市原 周（国立名古屋病院）、仙波秀峰（神戸大学）の両会員を推薦することにした。
  - ② 第4回（平成16年度）海外病理学会会員の招へい事業（翌年に実施する受け入れ会員）には、2件（5名）の応募があり、この事業を採択と決めた。今回は1件当たり、30万円を助成することにした。
    - 浜名湖国際セミナー・2名申請：聖隷浜松病院；小林 寛担当
    - 第3回東京泌尿生殖器病理組織講習会・3名申請：東京慈恵会医大；鷹橋浩幸担当
 なお、招請状を作成するよう依頼することにした。
  - ③ 第3回（平成15年度）会員の海外病理学会参加支援者（平成15年11月上旬までの前期分）は、市橋亮一会員（名古屋大学）を承認した。（その後、本人から他の奨学金が決まったので取消したい旨の連絡があったのでこれを了承した。）
  - ④ ドイツ派遣研究員（留学生）には、応募者（5名）の中から審議の結果、倉田 厚会員（杏林大学）を推薦した。
- (11) 支部委員会（栄本忠昭委員長）
- ① 支部運営経費の予算配分案は例年どおりで了承した。
  - ② 病理専門医制度運営委員会から要請のあった専門医試験受験のための細胞診講習会を支部単位で開催できるか否かを検討した。受験者数、講師の負担などを考慮すると毎年、各支部で講習会が続けられるか疑問であり、平成17年度からの開催は困難であるとの結論になった。
 

7支部が各々とするより、支部間の合同を考えるなり、あるいは、現在支部で勉強会として行っているものに受験資格のためのクレジットを与えることを運営委員会へ申し入れるなど今後の継続

審議事項とした。

## 6. 平成 16/17 年度役員を選任

第 49 回秋期特別総会における会員総会で、社団法人日本病理学会役員に以下の会員が選任された。なお、就任は、平成 16 年 4 月 1 日とすることにした。

○理事：19 名（ABC 順）

理事長	森	茂	郎
理事	青	笹	克之
	林	良	夫
	樋	野	興夫
	覚	道	健一
	黒	田	誠
	中	沼	安二
	根	本	則道
	小	川	勝洋
	岡	田	保典
	長	村	義之
	坂	本	穆彦
	佐	野	壽昭
	笹	野	公伸
	澤	井	高志
	居	石	克夫
	恒	吉	正澄
	堤		寛
	安	井	弥

○監事：2 名（ABC 順）

監事	真	鍋	俊明
	松	原	修

○支部長（兼務）：7 名（地区順）

・北海道	小	川	勝洋
・東北	澤	井	高志
・関東	根	本	則道
・中部	中	沼	安二
・近畿	青	笹	克之
・中国四国	佐	野	壽昭
・九州沖縄	居	石	克夫

## 7. 平成 16 年度事業計画並びに収支予算

第 49 回秋期特別総会における会員総会で、社団法人日本病理学会平成 16 年度事業計画並びに収支予算が以下のとおり決定した。

(1) 平成 16 年度事業計画

(平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで)

1) 学術集会、研究会等の開催

① 学術集会の開催

・「第 93 回日本病理学会総会」(於札幌市・長嶋和

郎会長)

・「第 50 回日本病理学会秋期特別総会」(於名古屋市・栄本忠昭世話人代表)

② 研究会、講習会等の開催

・第 1 回日本病理学会カンファレンス (2004 ひろしま)

・細胞診講習会

・病理診断講習会

・病理技術講習会

・各支部会における「学術・研修集会」

③ 「一般公開講座・公開シンポジウム」の開催

2) 学会誌、学術図書等の発行

① 「日本病理学会会誌」の発行 (第 93 巻第 1～2 号)

② 「Pathology International」の発行 (第 54 巻第 4～12 号, 第 55 巻第 1～3 号)

③ 「診断病理」の発行 (第 21 巻第 2～4 号, 第 22 巻第 1 号)

④ 「日本病理学会会報」の発行 (第 195～206 号)

⑤ 「病理専門医部会報」の発行 (2004 年 第 1～4 号)

3) 研究及び調査

① 「日本病理剖検輯報」の発行 第 45 輯 (平成 14 年症例)

② 剖検輯報編集方法の変更・充実

③ 剖検記録データベースの再構築

4) 病理専門医等の資格認定

① 病理専門医・口腔病理専門医の認定・試験の実施

② 病理専門医の広告

③ 研修ガイドラインの改訂

④ 研修施設の認定

5) 学術団体との協力、連絡

① 他学会との会議共催および後援 (国内)

② 腫瘍取扱い規約等の改訂

③ 海外病理学会との交流

・英国病理学会との会員の相互派遣, 学術交流

・ドイツ病理学会との学術交流

6) その他目的を達成するために必要な事業

① 日本病理学会奨励賞の授与

② 会員の海外派遣の実施

③ 病理学卒前教育の充実

④ 病理診断コンサルテーションシステムの充実

⑤ インターネットホームページの充実

⑥ 医師賠償責任保険加入取扱いの実施

⑦ 病理専門医制度運営, 口腔病理専門医制度運営,

医療業務等の各種委員会の開催

## (2) 平成 16 年度収支予算

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

(単位 千円)

科目	予算額	前年度決算額	増減
<b>I. 収入の部</b>			
<b>1. 基本財産運用収入</b>	<b>20</b>	<b>50</b>	<b>△ 30</b>
<b>2. 会費収入</b>	<b>76,930</b>	<b>74,480</b>	<b>2,450</b>
正会員・学術評議員会費	34,500	32,500	2,000
同・一般会員会費	30,000	31,000	△ 1,000
学生会員会費	30	30	0
機関会員会費	550	550	0
賛助会員会費	350	350	0
病理専門医部会員会費	11,500	10,050	1,450
<b>3. 事業収入</b>	<b>111,850</b>	<b>112,050</b>	<b>△ 200</b>
学術集会収入	62,000	65,000	△ 3,000
論文掲載料収入	3,000	3,000	0
広告料収入	2,000	1,500	500
刊行物発行収入	17,500	20,000	△ 2,500
専門医制度収入	15,700	14,850	850
病理専門医部会収入	2,500	4,500	△ 2,000
講習会収入	8,250	2,700	5,550
賠償保険事務費収入	900	500	400
<b>4. 補助金収入</b>	<b>11,600</b>	<b>11,200</b>	<b>400</b>
<b>5. 雑収入</b>	<b>600</b>	<b>800</b>	<b>△ 200</b>
受取利息収入	100	300	△ 200
雑収入	500	500	0
<b>当期収入合計 (A)</b>	<b>201,000</b>	<b>198,580</b>	<b>2,420</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>37,649</b>	<b>31,417</b>	<b>6,232</b>
<b>収入合計 (B)</b>	<b>238,649</b>	<b>229,997</b>	<b>8,652</b>

科目	予算額	決算額	増減
<b>II 支出の部</b>			
<b>1. 事業費</b>	<b>160,150</b>	<b>161,050</b>	<b>△ 900</b>
学術集会経費	64,000	67,000	△ 3,000
学会誌発行経費	36,000	36,800	△ 800
会報発行経費	3,100	3,000	100
剖検輯報刊行経費	17,000	19,000	△ 2,000
専門医制度運営経費	11,800	8,800	3,000
病理専門医部会経費	7,100	12,300	△ 5,200
支部運営経費	5,150	5,150	0
学術奨励等経費	2,500	3,500	△ 1,000
各種委員会経費	3,000	2,800	200
講習会等経費	10,500	2,700	7,800
<b>2. 管理費</b>	<b>34,060</b>	<b>31,700</b>	<b>2,360</b>
人件費	18,000	16,000	2,000
福利厚生費	1,800	1,500	300

交通費	700	800	△ 100
通信運搬費	2,500	2,300	200
会議費	700	1,400	△ 700
印刷費	2,300	2,000	300
備品費	200	300	△ 100
消耗品費	300	300	0
光熱水料	270	250	20
賃借料	2,800	2,800	0
諸会費	900	800	100
補助費	200	200	0
修繕料	100	100	0
嘱託料	1,490	960	530
租税公課(消費税)	1,300	1,500	△ 200
雑費	500	100	400
<b>3. 退職給与積立金繰入支出</b>	<b>1,200</b>	<b>1,200</b>	<b>0</b>
<b>4. 予備費</b>	<b>1,000</b>	<b>1,000</b>	<b>0</b>
<b>当期支出合計 (C)</b>	<b>196,410</b>	<b>194,950</b>	<b>1,460</b>
<b>当期収支差額 (A-C)</b>	<b>4,590</b>	<b>3,630</b>	<b>960</b>
<b>次期繰越収支差額 (B-C)</b>	<b>42,239</b>	<b>35,047</b>	<b>7,192</b>

## 8. 諸規定の新設について

第 49 回秋期特別総会の前日に開催された理事会で、実務に併せて「リスクマネジメント委員会内規」、「同取扱細則」、「病理診断講習会実施委員会内規」を制定した。その規定は以下のとおりである。

## ○ リスクマネジメント委員会内規

平成 15 年 11 月 19 日制定

- この内規は、定款第 26 条第 2 号に基づき、リスクマネジメント委員会(以下「本委員会」という)を置き、その目的、業務担当などについて定める。
- 本委員会は、次に定める医療の現場で発生する病理診断に関わる緊急の判断を要する事項に対し、日本病理学会(以下「本学会」という)としての対応・公式見解を直ちに作成し、また、これらに関する本学会の運営についての意見を求められたときに直ちに調整・具申を行うことを目的とする。
- 本委員会は、以下に掲げる事項を担当する。
  - 病理診断に関わる誤診やこれに関連した医療過誤及び疑い事例への公式見解(法的に正式に依頼があった場合のみ対応する。)及び予防策
  - 標本作製時に発生する事故への公式見解及び予防策(標本の取り違えなど)
  - 病理専門医の広告に関し発生した患者などからの質問などにその院所単位では対処できない事例

- (4) カルテ開示に関わる病理診断の取り扱いへの対処及び事故防止策
  - (5) 病理診断に関わる医療保険に関する疑義への公式見解
  - (6) 病理専門医制度運営に関わる不正行為などへの対応
  - (7) その他病理診断に関わるリスクマネジメントに関すること
4. 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
    - (1) 委員は5名程度で構成する。委員の内に顧問弁護士を含むことができる。
    - (2) 内部委員は、病理学領域における経験、識見を有する本学会員とする。
    - (3) 委員の選出は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
  - 2 委員会に委員長を置き、理事長が理事会に諮って決定する。また、必要に応じ、副委員長を置くことができる。
  - 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 本委員会は、委員長が招集し議長となる。
    - 2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
    - 3 委員会の審議過程及び決定事項は、理事会に報告する。
6. この内規の改廃は、理事会の議決による。

#### 附 則

1. この内規は、平成15年11月19日制定施行する。

#### ○ リスクマネジメント委員会内規取扱細則

平成15年11月19日制定

1. リスクマネジメント委員会内規に基づき、その取扱細則を以下のとおり定める。
2. リスクマネジメント問題の提議は、理事会に対して病理専門医を通じて行うものとする。
3. 緊急時には、「理事会」を「理事会または常任理事会」と読み替えるものとする。
4. この細則の改廃は、理事会の議決による。

#### ○ 病理診断講習会実施委員会内規

平成15年11月19日制定

1. 病理専門医制度運営委員会の実施委員会として、病理診断講習会実施委員会（以下「本委員会」という）を置き、その目的、業務担当などについて定める。
2. 本委員会は、日本病理学会（以下「本学会」という）総会期間中に開催される病理診断講習会（臓器別病

理診断講習会、系統的病理診断講習会）の企画、運営を行うことを目的とする。

3. 本委員会は、以下に掲げる事項を担当する。

- (1) 毎年のテーマ等の決定
- (2) 学会会長との交渉
- (3) モデレーターや講演者との交渉
- (4) ハンドアウトとプレパラートの収集と印刷準備
- (5) 本学会本部への連絡
- (6) 標本の整理
- (7) 出版社との交渉、ハンドアウト印刷、プレパラート貸出の依頼
- (8) アンケートの集計と演者、本学会への報告
- (9) その他病理診断講習会に関すること

4. 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員は3名程度で構成する。
  - (2) 委員は、病理学領域における経験、識見を有する本学会員とする。
  - (3) 委員の選出は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 2 委員会に委員長を置き、理事長が理事会に諮って決定する。
  - 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5. 本委員会は、委員長が招集し議長となる。

- 2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
- 3 委員会の審議過程及び決定事項は、理事会に報告する。

6. この内規の改廃は、理事会の議決による。

#### 附 則

1. この内規は、平成15年11月19日制定施行する。

#### 9. 定款施行細則、病理専門医制度規程等の規定改訂について

第49回秋期特別総会の前日に開催された理事会及び総会当日の会員総会で、社団法人日本病理学会病理専門医制度規程、病理専門医制度運営委員会実務委員会細則、口腔病理専門医制度規程、口腔病理専門医制度運営委員会実務委員会細則、倫理委員会内規及び倫理委員会内規取扱細則）の一部改正は、それぞれ原案のとおり決定した。新たな規定は以下のとおりである。

また、担当理事を委員長、部長に読みかえる担当理事関係規定（定款施行細則、役員（理事、監事）規程、役員選出方法指針、常置委員会規程、病理専門医制部会規程、口腔病理部会規程のほか各種委員会内規等）の一部改正も、それぞれ原案のとおり決定した。これに伴い新たな定款施行細則は以下のとおりである。

なお、担当理事関係規定の改正は20近くの規定が関わる

ため、定款施行細則以外はここでは省略し、社団法人日本病理学会会員名簿・2003年版（来春発行予定）の規定集に収録することで代えることにした。

### ○ 病理専門医制度規程

（昭和53年4.6制定施行，同58.4.5一部改正，平成元年3.30一部改正，同8.11.7一部改正，同9.11.13一部改正，同10.11.18一部改正，同11.1.7一部改正，同11.4.1一部改正，同13.4.6一部改正，同13.11.27一部改正，同14.7.8一部改正）

平成15年11月20日一部改正

#### 1. 目的

現代の医療における病理学の重要性にかんがみ、日本病理学会病理専門医の制度を設ける。この制度は、能力の優れた専門の病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて病理学の進歩に資することを目的とする。

#### 2. 認定の方法

- (1) この制度により病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。
- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。
  - (イ) 日本国の医師免許を取得していること。
  - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
  - (ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会会員であること。
  - (ニ) 病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定）を終了していること。
  - (ホ) 日本病理学会の認定する研修施設において5年以上人体病理学を实践した経験をもち、その期間中に次の各項の研修を終了していること。ただし、5年の実践期間のうち最高1年までを、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（臨床検査医学研修を含む）をもって充当すること、また、法医学での研修期間は、2年（法医学専攻の大学院修了者）までを充当することができる。
    - (a) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附したものの50例以上を経験していること。
    - (b) いちじるしく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を附した生検（外科切除標本を含む）5,000例（50例の迅速診断を含む）以上を経験していること。
    - (c) 日本病理学会、国際病理アカデミー日本支部、あ

るいは日本病理医協会（支部を含む）等の主催する病理組織診断に関する講習を受講していること。

- (d) 日本病理学会あるいは日本病理医協会等の主催する細胞診に関する講習を受講し、細胞検査士を指導し確かな診断をするに十分な細胞診の知識と経験を有してしていること。
  - (ヘ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること。
  - (ト) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること。
  - (チ) 人体病理業務に専任していること。
- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は、資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された病理医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 病理専門医に適格でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。
- #### 3. 研修施設
- (1) 上記2(2)(イ)の項にいう日本病理学会の認定する研修施設とは次のものをいう。
    - (イ) 日本病理学会認定病院。
    - (ロ) 日本の大学医学部・医科大学の病理学講座・附属病院。
    - (ハ) 以上と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設（外国の施設を含む）。
  - (2) 認定病院の認定の実務は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
  - (3) 認定病院の認定手続ならびに審査基準についての細目は、別に定める。
  - (4) 大学または認定病院と連携して病理業務を行い、研修に協力している施設で、認定病院の基準に満たないものについては、大学または認定病院の申請に基づき、日本病理学会において登録確認する。事情によっては、病院長自ら登録申請することもできる。この種の施設を登録施設とよぶ。
  - (5) 登録施設の登録・確認は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
  - (6) 登録施設の登録・確認の取り扱いの細則は、別に定める。
- #### 4. 本制度の運営
- (1) 病理専門医制度を運営するため、病理専門医制度運営委員会を置く。



(2) 病理専門医制度運営委員会は、次の各号の委員を以て構成する。

- (イ) 病理専門医部会長
- (ロ) 医療業務委員長
- (ハ) 教育委員長
- (ニ) 理事の互選により選出された者1名
- (ホ) 理事会で承認された日本病理学会学術評議員8名

(3) 委員の任期は2年とし、毎年半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(4) 前項の規定にかかわらず、(イ)から(ニ)の委員の任期は、それぞれの職務の任期中とする。

(5) 病理専門医制度運営委員会に委員長をおく。委員長は、病理専門医部会長を以て充てる。

(6) 病理専門医制度運営委員会に認定の実施のため、次の実務委員会を置くことができる。

- (イ) 病理専門医資格審査委員会
- (ロ) 病理専門医試験委員会
- (ハ) 病理専門医施設審査委員会
- (ニ) その他の必要な委員会

(7) 実務委員会に関する細則は、別に定める。

#### 5. 補 則

この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

#### 附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。ただし、2の(2)の(ニ)は、平成17年度医籍登録者から適用する。

#### ○ 病理専門医制度運営委員会実務委員会細則

(平成10年11月17日一部改正、同11年1月7日一部改正、同11年4月1日一部改正、同13年11月26日一部改正、同14年7月8日一部改正)

平成15年11月20日一部改正

1. 病理専門医制度運営委員会に置く実務委員会は、次のとおりとする。
  - (1) 病理専門医資格審査委員会
  - (2) 病理専門医試験委員会
  - (3) 病理専門医施設審査委員会
2. 各実務委員会委員は、病理専門医制度運営委員会の議により理事長が理事・学術評議員のうちから委嘱する。
3. 各実務委員会の委員定数は、10名以内とし、うち2名は病理専門医制度運営委員会委員を以て充てる。
4. 各実務委員会に委員長を置く。委員長は、病理専門医制度運営委員会選出の委員のうちから委員の互選

により定める。

5. 実務委員会委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。ただし、試験委員は9月からの2年とする。
6. 試験委員長及び病理専門医制度運営委員会選出の委員1名は、運営委員の任期を超えて就任することを優先する。
7. 病理専門医試験委員会に病理専門医試験実施委員会を置く。
8. 病理専門医試験実施委員は、病理専門医制度運営委員会が理事・学術評議員の中から選考し、理事長が当該試験の前年度の9月に委嘱する。任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
9. 病理専門医試験実施委員の氏名は試験前には公表しない。
10. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

#### 附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。

#### ○ 口腔病理専門医制度規程

(昭和63年5月25日制定施行、平成10年4月15日一部改正、同11年1月7日一部改正、同13年11月27日一部改正、同14年7月8日一部改正)

同15年11月20日一部改正

#### 1. 目 的

現代の医療における病理学の重要性にかんがみ、日本病理学会は口腔病理専門医の制度を設ける。

この制度は能力の優れた口腔病理医を認定することにより、わが国の医療の内容の一層の充実と発展に寄与し、併せて口腔病理学の進歩に資することを目的とする。

#### 2. 認定の方法

- (1) この制度により口腔病理専門医の認定を受けようとする者は、この規程に基づき日本病理学会が行う資格審査ならびに認定試験に合格しなければならない。
- (2) 認定出願の資格は、次のとおりとする。
  - (イ) 日本国の歯科医師免許を取得していること
  - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること
  - (ハ) 出願時満3年以上継続して日本病理学会会員であること
  - (ニ) 日本病理学会の認定する研修施設において満5年以上人体病理学を实践した経験をもち、その期間中に次の各項の研修を終了していること

- (a) いちじるしく片寄らない症例について、みずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を付したもの10例以上を経験していること
  - (b) 口腔領域のいちじるしく片寄らない症例について、みずから病理組織学的診断を付した生検1,000例(若干の迅速診断を含む)以上を経験していること
  - (c) 細胞診の基礎的能力を修得していること
  - (d) 人体病理学に関する学会報告または原著論文が3編以上あること
  - (e) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること
- (3) 資格審査は、出願者が提出した書類により口腔病理専門医制度運営委員会資格審査委員会が行う。
- (4) 試験は、口腔病理専門医制度運営委員会試験委員会が行う。試験は資格試験とし、筆記試験および実地試験を課する。
- (5) 資格審査および試験についての細則は、別に定める。
- (6) 既に認定された口腔病理医については、資格取得後5年ごとに資格の更新を行う。資格更新の細則は、別に定める。
- (7) 口腔病理専門医に適切でない事由を生じた場合、認定を取消すことがある。
3. 研修施設
- (1) 上記2の(2)の(イ)の項にいう日本病理学会の認定する研修施設とは、次のものをいう。
- (イ) 日本病理学会病理専門医制度規程第3の(1)の(i)の定める日本病理学会認定病院。
  - (ロ) 日本の大学歯学部・歯科大学の病理学・口腔病理学講座・附属病院および日本の大学医学部・医科大学の病理学講座・附属病院
  - (ハ) 以上と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設(外国の施設を含む。)
4. 本制度の運営
- (1) 口腔病理専門医制度を運営するため、日本病理学会に口腔病理専門医制度運営委員会を置く。
- (2) 口腔病理専門医制度運営委員会は、次の各号の委員を以て構成する。
- (イ) 口腔病理部会長
  - (ロ) 病理専門医制度運営委員会より選出された理事1名
  - (ハ) 理事会で承認された日本病理学会学術評議員6名(口腔病理専門医4名以上を含む)
- (3) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、理事委員の任期は、それぞれの職務の任期中とする。

- (4) 口腔病理専門医制度運営委員会に委員長を置く。委員長は、口腔病理部会長を以て充てる。
  - (5) 口腔病理専門医制度運営委員会に認定の実施のため、次の実務委員会を置くことができる。
    - (イ) 口腔病理専門医資格審査委員会
    - (ロ) 口腔病理専門医試験委員会
    - (ハ) その他の必要な委員会
  - (6) 実務委員会に関する細則は、別に定める。
5. この規程の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決による。

#### 附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。

○ 口腔病理専門医制度運営委員会実務委員会細則  
(平成10年4月15日一部改正, 同11年1月7日一部改正, 同13年11月26日一部改正, 同14年7月8日一部改正)

平成15年11月20日一部改正

1. 口腔病理専門医制度運営委員会に次の実務委員会を置く。
- (1) 口腔病理専門医資格審査委員会
  - (2) 口腔病理専門医試験委員会
2. 各実務委員会委員は、運営委員会の議により理事長が学術評議員のうちから委嘱する。
3. 資格審査委員会の委員定数は2とし、運営委員会委員を以て充てる。
4. 試験委員会の委員定数は5とし、うち4名は運営委員会委員を以て充てる。
5. 実務委員会委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。ただし、試験委員は9月からとする。
6. 試験委員会に試験実施委員会を置く。
7. 試験実施委員は、運営委員会が学術評議員の中から選考し、理事長が当該試験の前年度の9月委嘱する。任期は1年とする。再任を妨げない。
8. 試験実施委員の氏名は試験前には公表しない。
9. 各実務委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。
10. 以上のほか所要の事項は、口腔病理専門医制度運営委員会において定める

#### 附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。

### ○ 倫理委員会内規

(平成13年4月6日制定施行)

同15年11月20日一部改正

1. この内規は、定款第26条第2号に基づき、倫理委員会(以下「本委員会」という。)を置き、その目的、業務担当などについて定める。
2. 本委員会は、病理学領域に係る研究や診療等に関する倫理問題を検討し、倫理問題に関する他の機関等との交流・調整を行うことを目的とする。
3. 本委員会は、理事会の諮問に応じて以下に掲げる事項を担当する。
  - (1) 病理学領域に係る研究や診療等に関する倫理問題の検討及び勧告業務
  - (2) 倫理問題に関する他の機関等との交流・調整業務
  - (3) その他倫理問題に関する業務
4. 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 委員は10名以内で構成する。
  - (2) 委員は、男女両性で構成し、病理学領域における経験、識見を有する学会員、及び外部委員として人文、社会科学の有識者、及び一般の立場を代表する者を含むものとする。
  - (3) 委員は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
    - 2 委員会に委員長を置き、理事長が理事会に諮って決定する。また、必要に応じ、副委員長を置くことができる。
    - 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 本委員会は、委員長が招集し議長となる。
  - 2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
  - 3 委員会の審議過程及び決定事項は、理事会に報告する。
6. 本委員会の内規、委員の氏名、委員の構成及び守秘義務のある条項を除いた議事要旨は、公開するものとする。
7. 審査対象となる研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査に関与してはならない。ただし、本委員会の求めに応じて、その会議に出席し、説明することを妨げない。
8. 本委員会の軽易な事項の審査を円滑に行うために、小委員会を置く。
  - 2 小委員会委員は、本委員会委員長が必要に応じて数名を指名する。
  - 3 小委員会の審査の結果は、審査を行った以外のすべての委員に報告するものとする。
9. この内規の改廃は、理事会の議決による。

### 附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。

### ○ 倫理委員会内規取扱細則

(平成13年4月6日制定施行)

同15年11月20日一部改正

1. 倫理委員会内規に基づき、その取扱細則を以下のとおり定める。
2. 倫理問題の提議は、理事会に対して学術評議員を通じて行うものとする。
3. 緊急時には、「理事会」を「理事会または常任理事会」と読み替えるものとする。
4. この細則の改廃は、理事会の議決による。

### 附 則

1. この内規は、平成15年11月20日から施行する。

### ○ 定款施行細則

(平成11年1月7日制定施行、同12年4月12日一部改正、同13年4月6日一部改正、同14年3月27日一部改正、同14年7月8日一部改正)

平成15年11月20日一部改正

## 第1章 会 員

- 第1条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費とともに理事長宛て提出するものとする。
  - 2 会員の入会を理事会で承認したときは、この法人からその旨を通知する。
- 第2条 会員は、その主たる職場又は住居の在る都道府県により、別に定める区分によって、それぞれの支部に所属するものとする。
- 第3条 名誉会員は、別に定める内規により理事会の提議に基づいて総会の議を経て推戴されるものとする。
  - 2 名誉会員に推戴されたときは、理事長よりその旨を通知する。
  - 3 名誉会員は、学術評議員会及び総会に出席して、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。
- 第4条 正会員、学生会員及び名誉会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しないときは、この限りではない。
  - (1) この法人の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること。

- (2) 別に定める投稿規定に従って、論文その他を「日本病理学会会誌」、「Pathology International」及び「診断病理」に投稿すること。

第5条 会員は、この法人の行う各種の行事に参加することができる。

第6条 会員は、1年分の会費を前納しなければならない。

## 第2章 入会金及び会費

第7条 この法人の会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年 額
正 会 員	
学術評議員	20,000 円
一般会員	15,000 円
一般会員 (大学院生・初期研修医)	10,000 円
学 生 会 員	5,000 円
名 誉 会 員	無料 (機関誌「欧文誌」の希望者は実費)
賛 助 会 員	50,000 円以上
機 関 会 員	5,000 円

- 2 満65歳に達した学術評議員歴25年以上の会員で、5年分の会費相当額(学術評議員会費)を一括納入した場合は、これを終身会費とし、以後の会費は免除される。ただし、機関誌「日本病理学会会誌」は無料で配布するが、「Pathology International」は、希望者に実費で配布する。

第8条 会費の納入は、年1回とし、毎年度3月末日までに前納しなければならない。ただし、会費に値上げ等の変動があった場合はこの限りではない。

第9条 入会金は、当分の間、納入することを要しない。

## 第3章 役員を選任

第10条 役員(理事、監事)は、就任時年度内の年齢が満63歳以下の者とする。

- 2 役員は、選挙(郵便投票)によって選出し、総会で選任する。

第11条 理事は、次の各号に定める方法によって選出する。

- (1) 理事長は、選出された理事名簿(地方区選出理事と全国区選出理事)により、第二段選挙(郵便投票)によって選出すること
- (2) 副理事長(2名)及び常任理事(財務委員長、学術委員長、病理専門医部会長の3名)は、理事長が理事のうちから推薦し、理事会で選出すること
- (3) 地方区選出理事は、各支部に所属する正会員による選挙によって選出すること
- (4) 全国区選出理事は、正会員による選挙によって選出すること

- (5) その他理事の選出に関し必要な事項は、別に定めること

第12条 監事は、正会員による選挙(郵便投票)によって選出する。

- 2 監事には、この法人の理事又はその親族その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。

## 第4章 支 部

第13条 この法人の支部は、北海道、東北(新潟県を含む)、関東(山梨県を含む)、中部(三重県を含む)、近畿、中国四国および九州沖縄の7支部とする。

第14条 各支部に支部長を置く。

- 2 その選出は各支部に所属する正会員の選挙による。
- 3 支部長は、地方区選出理事となる。

## 第5章 学 術 集 会

第15条 この法人は、毎年春秋2期にそれぞれ学術集会及び秋期特別学術集会を開催する。

第16条 学術集会の会期は4月、秋期特別学術集会の会期は11月とする。ただし、何れの会期も時宜により変更することができる。開会期間は何れも2日ないしは4日の間とする。

第17条 この法人に学術集会会長(以下、「会長」という。)及び次期学術集会会長各1名を置く。

- 2 学術集会に、会長のほか副会長1名を置く。ただし、うち1名はこの法人の総会開催地に所属機関をもつ学術評議員でなければならない。
- (1) 会長は、学術集会を主催し、その運営を統括すること

- (2) 副会長は、会長を補佐し、又は必要があるときは会長を代理すること

- (3) 会長、副会長は、必要があるときは理事会に出席して、意見を述べることができること

第18条 次期会長は、理事会においてその候補者を選考し、総会において決定する。

- 2 会長の候補者は、就任時の年齢が満65歳以下の者とする。

第19条 秋期特別学術集会の運営は、別に定める。

## 第6章 刊 行 物

第20条 この法人の機関誌として、「日本病理学会会誌」、「Pathology International」及び「診断病理」を発行し、「日本病理学会会誌」及び「診断病理」は、和文誌とし、「Pathology International」は、欧文誌とする。

- 2 「日本病理学会会誌」は、原則として年間2回、「Pathology International」は、年間12回、「診断病理」は、年間4回発行する。投稿原稿の取り扱いはそれぞれの投稿規定による。
- 3 この法人は、「日本病理剖検輯報」を原則として年1回発行するものとする。
- 4 それぞれの編集委員の選出、任期及び役割については、別に定める。

### 第7章 学術評議員

- 第21条 学術評議員の任期は、これを定めない。
- 2 学術評議員には、定款第19条及び第20条の条項を準用する。ただし、これらの条項中「役員」を「学術評議員」と読み替えるものとする。
- 第22条 学術評議員会は、理事長が招集する。
- 2 学術評議員会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。
  - 3 学術評議員会の運営等については、別に定める。

### 第8章 補 則

- 第23条 この施行細則は、理事会及び総会の議決を経た上、定款の改正が文部大臣に認可された日から施行する。
- 第24条 この施行細則の改廃は、理事会の議を経て、総会で決定する。

### 附 則

1. この施行細則は、平成15年11月20日から施行する。

#### 10. 秋期特別総会世話機関の選出について

総会で第51回(平成17年)秋期特別総会世話機関は、東京大学(深山正久教授)に決定した。

#### 11. 宿題報告担当者等について

- (1) 第94回(平成17年度)総会宿題報告担当者には、小野江和則(北海道大学)、小川勝洋(旭川医科大学)、山口 朗(長崎大学)の3名の学術評議員に決定した。
- (2) 第50回(平成16年度)秋期特別総会における病理診断シリーズの演者には、本山悌一(山形大学)、糸山進次(埼玉医科大学)の2名の学術評議員に決定した。

#### 12. 会員の海外派遣等について

今年度事業計画に係る「会員の海外派遣」、「海外病理学会会員の招へい」事業は、以下のとおり決定した。(なお、

「会員の海外病理学会参加支援」事業の前期分(平成15年11月上旬まで)は、該当者はなかった。)

- ① 第5回(平成15年度)会員海外派遣者は、市原 周(国立名古屋病院)、仙波秀峰(神戸大学)の両会員。
- ② 第4回(平成16年度)海外病理学会会員の招へい事業(翌年に実施する受け入れ会員)は、2事業。
  - 浜名湖国際セミナー(聖隷浜松病院担当)
  - 第3回東京泌尿生殖器病理組織講習会(東京慈恵会医科大学担当)
- ③ ドイツ派遣研究員(留学生)は、倉田 厚会員(杏林大学)。

#### 13. Pathology Int. 編集長の選出について

次期のPathology Int. 編集長は、向井 清現編集長に決定した。

#### 14. 顧問弁護士の就任について

本学会の顧問弁護士は、児玉安司弁護士(三宅坂総合法律事務所)に決定した。

#### 15. 倫理委員会外部委員の就任について

倫理委員会の外部委員は、「人文・社会科学の有識者」としては、増井 徹(国立医薬品食品衛生研究所)、宇都木 伸(東海大学法学部教授)の両氏に決定した。なお、「一般の立場を代表する者」は、選考中である。

#### 16. 国立大学附属病院のマネジメント改革案について

国立大学医学部附属病院長会議からの「国立大学附属病院の医療提供強化を目指したマネジメント改革について(提言)の趣旨等について(依頼)」に対する本学会の見解を以下のとおりまとめ、同会議常置委員長に提出した。

平成15年11月5日  
国立大学医学部附属病院長会議 常置委員会委員長  
千葉大学医学部附属病院長 藤沢武彦先生

社団法人日本病理学会  
理事長 森 茂郎

“国立大学付属病院の医療提供強化を目指したマネジメント改革について(提言)の趣旨等について(依頼)”に対する(社)日本病理学会の見解

このたび国立大学医学部附属病院長会議常置委員会委員長 藤沢武彦先生から通知された、「国立大学付属病院の医療提供強化を目指したマネジメント改革について(提言)の

趣旨等について(依頼)」(以下、「趣旨等」と省略)につき、(社)日本病理学会は以下の見解を持っておりますので、ここに表明いたします。

日本病理学会は、平成14年に国立大学医学部附属病院長会議常置委員会伊藤晴夫委員長より示された“国立大学付属病院の医療提供強化を目指したマネジメント改革について(提言)”(以下提言と略します)について、医療の質や医学教育・研究に対する視点が欠如しており、提言が実施されると、大学病院の中央診療部門の医療機能、特に病院病理の機能に重大な問題が生じかねないとの判断のもとに、同年3月、以下のような見解表明を行いました。

1. 病理部の責任者は病院病理部に専従する病理医であるべきである。
2. 病理部技師は専門性が高いので、異なる職種の一括管理では円滑な業務の遂行が困難で、無理がある。
3. 標本作製業務は、外部委託すべきでない。

このたびの「趣旨等」では、病理部など中央診療部門の責任者は病院病理部に専従する病理医であるべきである、という我々の見解に対して、その責任体制を継続することと認めつつ、将来的にその責任者が講座を併任とする、という判断が示されております。私はこの判断自体は「これを理由とした人員削減がされないことの保障」などの条件が充たされれば、一つの形として採用しうるものと考えておりますが、なお提言は、病理学講座をはじめとする講座、診療科の人員削減による医療、教育、研究体制の低下をひきこすような方向に事態を進ませかねない危険性を包含していることを危惧しております。さらに、病理部技師の一括管理という組織体制は医療内容を低下させる施策にほかならないこと、標本作製業務の外注委託は、診断の遅れと不十分さ、技術水準の低下に繋がり、さかのぼっての検証も円滑かつ十分に行えないところから、標本作成を外部委託すべきでないと考えていることを、繰り返しになりますが申し述べます。

提言が公表された後、諸方面で行われた論議の中で、(1)文科省は病院の中央診療施設は非常に大切であると認識している、(2)提言はあくまでも個々の大学の判断の資料であり、大学病院をどう変えるかの判断は個々の大学に任されている、との大臣、局長答弁があったこと、ここから今後の国立大学病院における中央診療部門が、提言の文言通りの一律対応を要求されているのではなく、実は各大学の判断に任されていること、さらに提言は各病院での病理機能の充実を否定するものではないことなどの公的判断が示されてきております。貴委員会におかれましては、これらの判断を確認いただいていると理解しておりますが、その上

であらためて大学病院において病理学が担っている医療における最終診断としての役割や、医療内容の検証の役割が、昨今の医療状況のもとでますます重くなってきていることをご理解いただきまして、中央診療部門、なかんずく病院病理業務の充実のためにご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 17. 新医師臨床研修制度におけるCPCレポート作成について

新医師臨床研修制度における「CPCレポート作成に関する提言、指針」の追加説明を以下のとおりまとめた。

### 新医師臨床研修制度におけるCPCレポート作成について

卒後臨床研修ワーキンググループ

委員長 井内 康輝

新医師臨床研修制度のもとで、研修医にとって必修項目のひとつとなるCPCレポートの作成について、研修病院等からお問い合わせがありますので、以下に改めてこれまでの経過を含めてご報告します。

研修医のCPCレポート作成は、大学附属病院を含む各研修病院において病理医がその指導にあたらなければなりません。この新たな指導業務に対する病理医の対応について、(社)日本病理学会として検討するために病理専門医制度運営委員会(委員長:長村義之)のもとに卒後臨床研修ワーキンググループが作られ、様々な検討を行ってきました。

まず、CPCレポート作成指導に関する提言(平成14年10月29日)が(社)日本病理学会の公式見解として発表され(1)学会としてはCPCレポート作成を通じて、研修医の指導に積極的に関与することを表明しました。

次いで、CPCレポート作成に関する指針を作成してCPCの形式やCPCレポートの記載内容及び作成要領を示し、これを平成14年12月11日に提示しました(厚生労働省へ提出。(2))。この指針では、各病院で従来行われているCPCを、全ての研修医にあてはめて行うことは事実上不可能であると考えられることから“教育型CPC”として簡素な形式のCPCも可能であることを提案しています。

CPCレポートの実際については、厚生労働省からの求めもあって、その書式のスタンダードを提示することが必要と考え、2例の具体例を作成し、平成15年1月9日に厚生労働省に提出しました。そのうち1例について。雑誌に掲載しています(3)。

ここに提示されているCPCレポートが詳細なものであることから、各研修病院でこれを標準としたレポート作成は不可能であるとのご意見が寄せられています。この例示はある意味で“病理解剖及びCPCの意義”を本質的に考えた場合、そのありたい姿であり、ひとつの理想型を提示

したものです。一方で、CPCの形式について“教育型CPC”として簡素化したCPCを実施することが可能であると同様、CPCレポートの内容も簡素化することは可能と考えます。また、全ての研修医が自ら病理診断をつけることが求められている訳ではありませんので、病理医がつけた病理診断を理解できる能力の獲得が目標であるとみるべきでしょう。CPCレポートの内容は各病院の研修委員会で判断することであり、(社)日本病理学会として最初から簡素化したものを提示することは、(社)日本病理学会自身が“病理解剖及びCPCの意義”をまげることにも連がりかねないことを恐れ、提示したCPCレポートの具体例は、ひとつの理想的な内容での提示となったことをご理解いただきたいと思えます。

これらCPCレポート作成に関する一連の資料の提出によって、研修制度の中でこの必修項目が病理医に大きな負担を与えることを厚生労働省は認識されたと考えます。一連の資料は、「新医師臨床研修制度におけるCPCレポート作成に関する資料一覧」として(社)日本病理学会が小冊子にまとめ、配布致しました。お手元がない場合は(社)日本病理学会事務局にお問い合わせ下さい。また病理解剖の経費については先日、厚生労働省から問い合わせがあり、日本病理学会の試算(平成4年5月1日)を提示致しました。これについても厚生労働省内で検討が行われていると考えます。

CPCレポート作成に関する研修医への参考書が現在、各出版社から刊行の準備がなされていますので、ご紹介致します。これらはいずれも(社)日本病理学会の基本方針に準拠していると思えますが、編者あるいは著者の独自の見解も披歴されていると考えます。

1. 雑誌「病理と臨床」短期緊急連載(田村浩一)
  - 1) 新医師臨床研修制度におけるCPC症例呈示とレポート作成の必修化にあたって
  - 2) CPC研修のための必要な準備 他
2. 「臨床必修必携：CPCレポート作成マニュアル」(編集：田村浩一)、南山堂(2004年2月刊行予定)
3. 「臨床医、初期研修医のための病理マニュアル(仮題)」(編集：笹野公伸、森谷卓也、真鍋俊明)、文光堂(2004年3月刊行予定)

新医師臨床研修制度のもとでのCPCレポート作成の指導は病理医にとって過重な負担であるのご意見もあると考えますが、これを機会に病理医の存在意義を社会にアピールし、各病院で常勤病理医の確保が積極的に行われ、病理医をめざす人材が増えることを切に願うものです。

なお、本文中に引用番号のある記事は以下です。

- (1) 医学のあゆみ 204(12)：887, 2003
- (2) 医学のあゆみ 204(12)：888, 2003
- (3) 医学のあゆみ 204(12)：891, 2003

## 18. サブスペシャリティーに関する見解について

「病理サブスペシャリティーに関する見解」を以下のとおりまとめた。

### 病理サブスペシャリティーに関する見解

平成15年11月  
社団法人 日本病理学会  
理事会  
病理専門医制度運営委員会

本学会では、病理医あるいは臨床医の中に、特定の臓器等の病理診断における専門性の認定された“サブスペシャリスト”を制度的に設けること(サブスペシャリティーと呼ぶ)の妥当性について、1993年より1996年まで、論議を断続的に行ってまいりましたが、明確な結論を得るには至りませんでした。2002年秋の学術評議委員会において、この問題についての論議の継続が必要であるとの意見がありましたので、理事会は専門医制度運営委員会(長村義之委員長)に本件の審議を依頼しました。委員会は真鍋俊明委員を担当者としたワーキンググループに本件の論点の整理と見解案作成を依頼し、その結果、このたび真鍋委員より別紙のような答申書が提出されました。これを受けて専門医制度運営委員会および理事会は、サブスペシャリティーの妥当性について審議し、以下のような見解を持つに至りましたので、ここに表明いたします。

1. 本学会は当面、病理医を対象にした“サブスペシャリスト”の認定は、屋上屋を重ねることになるので、行わない。
2. 病理医の診断能力の向上を図って、本学会の傘下に、各臓器等の診断病理専門分野ごとの分科会、グループなどをつくり、機能させることを推奨する。
3. 臨床医が多く病理診断に関与している臓器等において、臨床医に対してサブスペシャリストとしての認定を行うことについては、今後の課題とし、臓器等別に、状況の熟成を待って今後検討してゆくものとする。この場合、
  - (1) それら臨床系サブスペシャリストが病理診断をおこなう場所
  - (2) 臨床系サブスペシャリストと病理医との協調体制
  - (3) 臨床系サブスペシャリスト希望者に対する教育のための研修機関の認定

(4) これを教育する病理医の選定などの事項について、十分に顧慮することが必要である。

## 19. 診療報酬改定の要望について

「病理学的検査について診療報酬の改定に向けた要望書」を理事長名で厚生労働省保険局医療課長に以下のとおり提出した。

厚生労働省保険局医療課 平成 15 年 8 月 18 日  
医療課長 西山正徳 殿

社団法人日本病理学会  
理事長 森 茂郎  
要望書

平成 16 年度包括化項目の見直しに向けて、病理学的検査について下記の事項を要望いたします。

### 要望課題

「ドクターフィーの要素が強い検査項目については包括化を改め、出来高払い方式とする」

### 対象となる項目（現行項目による）

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 1. D100 病理組織迅速顕微鏡検査 | 1,790 点 |
| 2. D104 病理診断料       | 255 点   |
| 3. D105 病理学的検査判断料   | 146 点   |

### 要望理由

病理検査は診断上・経過観察上重要な検査であり、診療上必須の検査である。現在、病理医の関与度が高くドクターフィー的性格が高い病理検査も特定機能病院では包括化されている。診療上必要不可欠な病理検査が省略されることがないようにそれらを出来高払いにすることが望まれる。上記の病理検査項目はいずれも病理医の関与度が高く、かつ診療上も重要な役割を果たしている。項目 1 については外科手術と密接に関係しており、手術が出来高払いであることから本項目も横並びにするべきと考える。

## 20. 「病理検体の帰属に関する見解」変更について

倫理委員会から、「病理検体の帰属に関する見解」の変更(案)が出されていたが、理事会で審議の結果、倫理委員会に再度検討してもらうことになり、本案は保留となった。

## 21. 平成 15 年度認定病院・登録施設（26 回）審査について

認定病院・登録施設としての申請は、30 件、20 件であった。審査の結果、それぞれ 28 件、20 件が承認された。なお、認定病院の申請で承認されなかった 2 件は、登録施設とし

て承認された。

認定（登録）日は、平成 15 年 11 月 19 日で、認定（登録）期間は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までである。

## (1) 認定病院

認定番号	病院名
1023	北海道立小児総合保健センター
1024	医療法人溪仁会・手稲溪仁会病院
2032	青森市民病院
3047	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院
3094	医療法人社団東光会戸田中央総合病院
3111	利根保健生活協同組合利根中央病院
3112	国立水戸病院
3113	埼玉県済生会川口総合病院
3114	社団法人北里研究所北里研究所病院
3115	社会福祉法人慈生会慈生会病院
3116	日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院
3117	川崎市立井田病院
3118	財団法人神奈川県警友会 けいゆう病院
4044	袋井市立袋井市民病院
4066	愛知県厚生農業協同組合連合会昭和病院
4067	新潟県立新発田病院
4068	高岡市民病院
5068	彦根市立病院
5069	医療法人徳洲会宇治徳洲会病院
5070	医療法人社団洛和会洛和会音羽病院
5071	八尾市立病院
5072	国立療養所近畿中央病院
5073	労働福祉事業団和歌山労災病院
5074	財団法人甲南病院加古川病院
6033	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院
6034	高松市民病院
7032	千鳥橋病院
7033	医療法人社団新日鐵八幡記念病院

## (2) 登録施設

認定番号	病院名
1023	労働福祉事業団岩見沢労災病院
2025	市立秋田総合病院
2026	みやぎ県南中核病院
2027	公立気仙沼総合病院
3096	社会保険群馬中央総合病院
3097	群馬県済生会前橋病院
3098	浦安市市川市病院組合浦安市市川市民病院
3099	社会保険山梨病院
4087	社会福祉法人聖霊会聖霊病院



